

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成28年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(1)：堤内地の浸水被害の防止					
①-1 防潮扉の電動化の推進 【達成】 【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 夜間閉鎖率の向上、防潮扉閉鎖時の省力化・迅速化に向けた施設整備を推進する(角落とし等の改善や既設防潮扉の電動化) 【関連アクション】		■		【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【小会議分類】 維持管理関係小会議 【進捗状況等】 大阪市港湾局における防潮扉の電動化計画は平成25年度末で整備が全て完了。(対象扉66基) 今後、操作性の向上や効率的な維持管理を実施するため、防潮扉の改良又は統廃合に努めていく。 また、大阪府の防潮扉の電動化についても計画が完了している。
①-2 水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実 【達成】 【対象被害項目】 防潮対策・施設 【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する 【関連アクション】 ②-1			→	【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【小会議分類】 維持管理関係小会議 【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。 今後も、各管理主体で行っている点検内容を適切に実施していく。
①-3 水門・防潮扉・防潮堤の補修の継続・充実 【達成】 【対象被害項目】 防潮対策・施設 【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する 【関連アクション】			→	【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【小会議分類】 維持管理関係小会議 【進捗状況等】 補修については各管理主体が必要に応じて行っている。 今後も、施設の長寿命化の検討をさらに進め、適切な維持管理を実施・継続していく。

①-15 防潮堤耐震化の推進	【達成（継続整備）】	■	【実施主体】	【小会議分類】 防潮施設関係小会議
			大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪市建設局	【進捗状況等】 大阪府西大阪治水事務所では、神崎川筋、旧淀川筋について、南海トラフ巨大地震に対する防潮堤耐震補強工事を継続実施している。 大阪市建設局では、大阪市建設局が所管する防潮堤（住吉川）について、平成26年度～35年度に延長約1.8kmについて耐震対策を計画しており、継続実施している。 大阪市港湾局では、平成25年度に南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会で示された対策の考え方に基づき、防潮堤耐震化の取り組みを進めており、概ね10年で対策延長約14.4km（平成28年度見直し）の整備完了を目指している。また、事業の実施にあたり、多額の事業費が必要であることから、今後も事業費の縮減に努めるとともに、事業費の確保に向け、国に対して国費配分枠の拡大や新規制度の創設などについて、府をはじめ関係自治体と連携し、提案・要望活動に取り組む。
【対象被害項目】	防潮対策		【関連機関】	
【内容】	津波避難ビルがある堤内地への浸水を防止、低減するため、既存堤防の耐震強化を推進する		危機管理室 臨港4区役所	
【関連アクション】				

アクション目標(2)：津波波力の低減				
①-4 防波堤の定期点検の充実	【達成】	■	【実施主体】	【小会議分類】 維持管理関係小会議
			大阪市港湾局	【進捗状況等】 維持管理計画書に基づき、全施設1サイクル／5年を基準に、定期的な水中部及び気中部の点検を実施している。 今後も、継続して点検を実施していく。
【対象被害項目】	防潮対策・施設		【関連機関】	
【内容】	防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する		なし	
【関連アクション】	②-9			

①-5 防波堤の補修の継続・充実	【達成】	■	【実施主体】	【小会議分類】 維持管理関係小会議
			大阪市港湾局	【進捗状況等】 平成26年度までに実施した点検の結果、補修不急のための対象箇所なし。 今後も定期点検の充実を図り、予防保全型の維持管理を実施していく。
【対象被害項目】	防潮対策・施設		【関連機関】	
【内容】	防波堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する		なし	
【関連アクション】				

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。
施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成28年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(3)：堤内地の浸水被害の低減					
①-6 防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保 【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の応急対応について検討を行い、対策を実施する（簡易防潮設備や土嚢等の防潮扉周辺配備等） 【関連アクション】 ②-17			■ →	<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 水防団</p>	<p>【小会議分類】 防潮施設関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局河川部では、津波遡上区間において河川管理施設の耐震照査を完了。また、津波による逆流で浸水被害を起こす可能性がある水門・樋門等については、遠隔操作設備を完了。照査結果に基づき、必要に応じ、順次耐震対策を行っている。 大阪府西大阪治水事務所では、応急対策として、河川沿いに設置している水防倉庫などに水のう、土のうを準備。また、管理する防潮扉の耐震性能について現在精査中。 大阪市港湾局では、簡易防潮設備設置作業の研修及び訓練を定期的に実施している。なお、最大規模の津波に簡易な対処方法はなく、減災対策として出来る限りの応急対応は実施するが、市民への早急な避難情報の提供などソフト面での対策が必要。ソフト対策のひとつとして防潮扉閉鎖時を想定した区役所等関係機関との情報伝達訓練を実施している。</p>
アクション目標(4)：堤外地の浸水被害の低減					
①-7 倉庫・上屋の浸水対策の実施 【対象被害項目】 施設 【内容】 浸水被害の可能性がある倉庫や上屋について、防水対策を実施する（土嚢等の開閉部周辺への配備等） 【関連アクション】		■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 上屋の使用者名簿の整理は完了している。（平成27年度更新） 土嚢の配備について、上屋利用者にヒアリングを実施し、必要な場所には配備が完了した。（平成26年度） 今後は、不具合がないかなど、現状把握を行っていく。</p>

アクション目標(5)：流出被害低減機能の確保

①-8 小型船舶係留索の強化 【達成】 【対象被害項目】 船舶 【内容】 船舶の大きさに応じた係留索の強度及び係留方法を検討し、船舶所有者に対して啓発を行う 【関連アクション】			■ →	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 船舶所有者	【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 小型船舶係留索の強化について、水面占用者に対し、継続許可時に指導を行っている。 今後もこの取り組みの継続と、業界団体等を通じて啓発事業の中で安全管理を指導していくとともに、不適正な係留船舶への周知徹底が必要である。
①-9 小型船舶等の保管場所の確保 【未達成】 【対象被害項目】 船舶 【内容】 小型船舶に対する係留・保管場所について検討し、係留・保管に必要な空間を確保する 【関連アクション】		■	■	【実施主体】 大阪市港湾局 企業(マリーナ運営会社) 【関連機関】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部	【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 放置艇等対策として国土交通省港湾局が、平成19年4月に「放置等禁止区域の指定に関するガイドライン」を作成。 大阪港内での保管、係留管理に適する場所の確保が非常に困難な状況であるが、小型船等の保管が可能な場所について、適切な施設の選定を引き続き検討を行っていく。
①-10 コンテナ流出防止対策の実施 【未達成】 【対象被害項目】 物品・港湾機能 【内容】 津波による岸壁上のコンテナ流出を防止するための対策についての検討を行い、実施する。（コンテナの多段積み、漂流防止ネットの設置、設置高確保用の土台配備等） 【関連アクション】		■	■	【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社) 【関連機関】 近畿地方整備局港湾空港部	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 近畿地方整備局において、取扱貨物に応じた漂流物対策案の基礎的検討を行った。今後は、流出防護施設のハード整備費用の負担や、埠頭用地の利便性の制約等踏まえ、具体的な検討を進めていく。 大阪市港湾局では、平成26年度に作成したリーフレット「みなどの津波防災」においてコンテナの捕縛の強化や多段積み等の対策を実施するよう港湾事業者等に啓発を行っている。また、平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、リーフレットも掲載している。引き続き啓発・指導を実施していく。

アクション目標(6)：物流機能の確保

①-11 岸壁・物揚場の定期点検の充実	【達成】	近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社	【小会議分類】維持管理関係小会議
【対象被害項目】	施設・港湾機能	【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。 今後についても、各管理主体で行っている点検内容を適切に継続実施していく。	【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。 今後についても、各管理主体で行っている点検内容を適切に継続実施していく。
【内容】	津波被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する		
【関連アクション】	②-19	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社	【小会議分類】維持管理関係小会議
【内容】	津波被害が予想される岸壁や物揚場の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する		
【関連アクション】		【関連機関】 なし	【進捗状況等】 近畿地方整備局港湾空港部では、国有港湾施設の維持管理計画書を作成し、平成25年度に港湾管理者への引渡しが完了している。 補修については各港湾管理者または占用者が適時行っている。 今後も、施設の長寿命化の検討をさらに進め、適切な維持管理を実施・継続していく。
①-13 耐震強化岸壁の整備	【達成（継続整備）】	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局	【小会議分類】維持管理関係小会議
【対象被害項目】	施設・港湾機能	【進捗状況等】 耐震強化岸壁の整備計画17バースのうち、9バースは整備を完了している。(此花区4、港区1、大正区1、住之江区3⇒各地区1バースでの耐震強化岸壁は整備済み。) また、夢洲(C12)において耐震強化岸壁の延伸部250mを、平成29年2月より供用を開始。 引き続き、夢洲(C12)延伸部の荷捌き地の整備を実施していく。(H35年度完了予定)	【進捗状況等】 耐震強化岸壁の整備計画17バースのうち、9バースは整備を完了している。(此花区4、港区1、大正区1、住之江区3⇒各地区1バースでの耐震強化岸壁は整備済み。) また、夢洲(C12)において耐震強化岸壁の延伸部250mを、平成29年2月より供用を開始。 引き続き、夢洲(C12)延伸部の荷捌き地の整備を実施していく。(H35年度完了予定)
【内容】	災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する		
【関連アクション】	⑥-1	【関連機関】 なし	
①-14 荷役機械の浸水対策の実施	【達成】	【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社	【小会議分類】維持管理関係小会議
【対象被害項目】	施設・港湾機能	【進捗状況等】 大阪市港湾局では、ガントリークレーンの浸水対策については膨大な費用が必要となるため、浸水被害があっても即時に部品を交換することで早期に機能回復が可能となるよう、廃止クレーンの機器を予備品として保管している。 大阪港埠頭株式会社・阪神国際港湾株式会社では、受電所・電気室の津波浸水対策及び高潮対策(当面)の必要性がないことを確認。ガントリークレーンについては、C1～4、C8、C9コンテナ埠頭の耐震性能を照査した結果、レベル1地震動に対応していることを確認した。	【進捗状況等】 大阪市港湾局では、ガントリークレーンの浸水対策については膨大な費用が必要となるため、浸水被害があっても即時に部品を交換することで早期に機能回復が可能となるよう、廃止クレーンの機器を予備品として保管している。 大阪港埠頭株式会社・阪神国際港湾株式会社では、受電所・電気室の津波浸水対策及び高潮対策(当面)の必要性がないことを確認。ガントリークレーンについては、C1～4、C8、C9コンテナ埠頭の耐震性能を照査した結果、レベル1地震動に対応していることを確認した。
【内容】	岸壁浸水時における荷役機械の機能を確保するための対策を検討し、実施する(荷役機械の移動、電気設備の防水対策等)		
【関連アクション】		【企業(港運会社)】	

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成28年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(7)：堤内地の浸水被害防止体制の確保					
②-1 水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実 【達成】				<p>【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。 今後も、各管理主体で行っている点検内容を適切に実施していく。</p>
【対象被害項目】 防潮対策・施設 【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する					
【関連アクション】 ①-2					
②-2 官民合同による防潮扉の閉鎖訓練の強化 【達成】				<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所 大阪市港湾局 水防団 防潮扉管理企業</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 市民</p>	<p>【小会議分類】防潮施設関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪府西大阪治水事務所では、特定配備職員の鉄扉閉鎖訓練において、私道鉄扉利用者との合同訓練を実施した。また、地震対策訓練や鉄扉閉鎖訓練については、毎年実施している。 水防事務組合及び臨港4区役所では、水防訓練として臨港4区の水防団による防潮扉閉鎖操作・点検を行なうとともに、水防訓練を毎年実施している。また、訓練時には、水防団員の津波避難ビルへの避難訓練も実施している。 大阪市港湾局では、防潮扉管理企業への防潮扉集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練を1回／月実施している。また、平成28年度大阪市震災総合訓練において、官民合同による集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を実施した。</p>
【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 防潮機能の確保を目的とした関係者合同による防潮扉の閉鎖作業訓練の検討を行い、実施する 閉鎖後の避難ルートおよび避難場所について検討し、時間の概念を導入した訓練とする					
【関連アクション】					

②-3 施設管理者間における防潮設備の共同モニタリングの実施 【達成】	【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 施設管理者間において、共同で防潮扉の閉鎖状況を監視できる体制について検討を行い、実施する 【関連アクション】 ④-1			【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府西大阪治水事務所	【小会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 大阪府都市整備部河川室では、津波防ぎよ施設の閉鎖状況など、府市で共有する情報の一元化を図る為、府市の情報共有HPを設置していく。 大阪市港湾局では、防潮扉集中監視装置の更新が完了し、インターネットを活用したWeb方式での『防潮扉閉鎖状況の情報提供システム(共同モニタリング)』を、平成26年度から運用開始している。 大阪府においても、Web方式による共同モニタリングによる情報共有を、平成26年度から運用開始している。	
		■	■			
②-4 防潮扉閉鎖の支障となる放置自動車や物品の監視・指導の充実 【達成】	【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 防潮扉閉鎖時に支障を及ぼす防潮扉周辺の放置自動車や物品に対しての巡回監視活動の強化に向けた実施方法・実施体制について検討を行い、実施する 【関連アクション】	■	■	→	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【小会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 各管理者において、パトロールや巡視などを継続実施しており、放置物などがあれば速やかな撤去に努めている。また、占用者に対して継続許可時などに注意喚起を実施している。 今後も、対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行い、法手続きの検討も視野に入れた指導強化に努める。
		■	■	→		
②-5 災害時における民間企業等と連携した放置自動車や物品の移動体制の確保 【達成】	【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 災害時において民間事業者等と連携した、防潮扉レール上等の放置自動車や物品に対しての一時的な移動方法について検討を行い、実施する 【関連アクション】	■	■	→	【実施主体】 大阪市港湾局 水防団 【関連機関】 民間事業者(レッカー業者)	【小会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時協定を締結している。 今後は、平成26年度に改正された海岸法等の法手続きの検討も視野に入れた指導強化に努める。また、民間事業者等と車両等の移動についての協力体制を検討する。
		■	■	→		
②-6 防潮扉の閉鎖体制を充実するための地元住民との協力 【達成】	【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 水防団や防潮扉閉鎖担当職員が万一防潮扉の閉鎖に対応できない場合に対して、地域住民と連携した防潮扉の閉鎖体制について検討を行い、実施する 【関連アクション】	■	■	→	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 防潮扉近隣住民 【関連機関】 臨港4区役所 水防団	【小会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 地域住民と連携した防潮扉の閉鎖体制について検討した結果、地元水防団の拡大に協力することとし、大阪府では津波高潮ステーションにおいて水防団の紹介と募集を、区役所では広報誌で水防団員の募集を行うとともに、防災訓練や防災イベントなどで水防団の活動をパネル紹介している。 今後も、区広報誌による水防団の紹介・団員募集を継続しつつ、地域住民を対象とした防潮扉閉鎖体験指導など、団員募集に向けた啓発活動を実施する。
		■	■	→		

②-7 地区出動隊による防潮扉閉鎖体制の維持 【達成】			【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局	【小会議分類】 防潮施設関係小会議
	■		【関連機関】 なし	【進捗状況等】 東日本大震災による大津波では、防潮扉の閉鎖に出動した職員が被災したことから、短時間で閉鎖を完了し職員の避難時間を確保するため、平成24年度から、動員人数を増やし、大阪市全職員を対象とした時間外防潮扉閉鎖班を整備している。引き続き閉鎖作業の迅速化と確実性を確保することを目的として、定期的に研修・訓練を実施していく。
【対象被害項目】 防潮対策				
【内容】 防潮扉閉鎖体制の中核である地区出動隊の防災機能を確保するための検討を行い、実施する				
【関連アクション】				

②-8 施設管理者による参集訓練の実施 【達成】			【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	【小会議分類】 防潮施設関係小会議
	■	→	【関連機関】 水防団 企業(港運会社、倉庫会社)	【進捗状況等】 大阪府西大阪治水事務所では、地震津波訓練時に、休日を想定した職員の参集訓練を実施するとともに、特定配備職員の鉄扉閉鎖訓練を実施している。今後も、風水害訓練、地震津波訓練、震災対策訓練における参集訓練、連絡体制の強化を図っていく。 大阪市港湾局では、時間外の防潮扉閉鎖班を対象に参集訓練を実施しており、引き続き、継続実施していく。
【対象被害項目】 防潮対策				
【内容】 施設管理者職員の参集訓練の実施による防潮扉閉鎖体制の強化を図る				
【関連アクション】				

アクション目標(8) : 津波波力の低減体制の確保

②-9 防波堤の定期点検の充実 【達成】			【実施主体】 大阪市港湾局	【小会議分類】 維持管理関係小会議
	■	→	【関連機関】 なし	【進捗状況等】 維持管理計画書に基づき、全施設1サイクル／5年を基準に、定期的な水中部及び気中部の点検を実施している。 今後も、継続して点検を実施していく。
【対象被害項目】 防潮対策・施設				
【内容】 防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する				
【関連アクション】 ①-4				

アクション目標(9) : 人の避難体制の確保

②-10 港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発 【達成】			【実施主体】 大阪市港湾局	【小会議分類】 啓発関係小会議
	■	→	【関連機関】 企業(港運会社、船社、倉庫会社等)	【進捗状況等】 大阪府では、堤内地の被害対策を目的に鉄扉利用者向けの啓発と、堤外地の事業者・来訪者等も含めた津波・高潮防災啓発講座の取組を行っている。 大阪市港湾局では、平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発活動を行っている。
【対象被害項目】 人				
【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する。 啓発活動を更に積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する。				
【関連アクション】 ③-7				

<p>②-11 港湾事業者の自主防災組織の充実</p> <p>【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて検討を行い、実施する（港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等）</p> <p>【関連アクション】 ③-8</p>			<p>【実施主体】 企業(港運会社、船社、倉庫会社等)</p> <p>【関連機関】 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪港運協会では、日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を会員へ周知している。</p> <p>大阪市港湾局では、平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、避難広報活動を行っている。また、要請に応じて防災講座等を実施し、自主防災組織の充実に向けた情報提供を行っている。さらに、平成28年度大阪市震災総合訓練において、官民合同による集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を実施した。</p>
<p>②-12 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発</p> <p>【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する。 啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する。</p> <p>【関連アクション】 ③-9、④-3</p>			<p>【実施主体】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 湾岸6区7消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪府政策企画部危機管理室では、ホームページにおける津波浸水想定区域図の掲示、地域への浸水想定区域等の説明（併設施設での掲示）。また、本浸水想定区域図に基づき、各市町においてハザードマップが作成された。</p> <p>大阪府西大阪治水事務所では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波・高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後とも津波・高潮災害に関する防災啓発を進めるとともに、大阪府在住の外国人の方に対する多言語化対応や、障がいの方に向けたバリアフリー化対応など、館内展示内容や説明ツール、スキルの充実を図っていく。</p> <p>大阪市危機管理室では、水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を掲載)、市民防災マニュアルを平成26年度に更新、全戸配布を実施。ホームページへの掲載や転入世帯への配布を実施中。</p> <p>大阪市消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。</p> <p>大阪市港湾局では、平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発活動を行っている。</p>

<p>②-13 官民合同による避難訓練の実施</p> <p>【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-11</p>		■	<p>【実施主体】</p> <p>大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>企業(港運会社、倉庫会社) 水防団</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>大阪府では、津波・高潮ステーションを活用した啓発活動を実施している。また、来館者を対象に避難訓練を実施した。さらに、防災船着場を活用した、官民共同での防災訓練(帰宅困難者のトリアージ訓練や船舶による輸送訓練)を実施した。今後は地元が主体となり、より地元に密着した防災訓練に育っていくことが課題であり、今後とも、官民連携した防災訓練の充実を図っていく。</p> <p>此花区役所では、JR西日本が主体となり、JRゆめ咲線での津波を想定した夜間の避難誘導訓練を実施した。</p> <p>大阪市港湾局では、平成28年度大阪市震災総合訓練において、官民合同による集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を実施した。引き続き訓練を実施していく。</p>
<p>②-14 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ③-13、④-6</p>	■		<p>【実施主体】</p> <p>大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。</p> <p>臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用して、災害情報を広く発信している。</p> <p>大阪市消防局では、大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。</p> <p>大阪市港湾局では、遠地地震時(H22チリ地震、H23東日本大震災)に大阪海上保安監部とともに船舶による巡視・広報を実施。また、防災行政無線等を利用して、避難呼びかけの情報伝達訓練を実施している。さらに、平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、避難広報活動を行っている。</p>

②-15 海上からの避難広報の実施	【達成】		【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあっては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 大阪市消防局では大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保。 大阪市港湾局では、所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施する。
【対象被害項目】 人	【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する	■ → ■	【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪市消防局では大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保。 大阪市港湾局では、所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施する。
【関連アクション】 ③-17、④-8	②-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保	【達成】	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市港湾局は、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。なお、防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置により情報の伝達は可能となっている。 大阪港運協会は、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。
【対象被害項目】 人	【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施するまた、複数の情報手段を検討する	■	【関連機関】 臨港4区役所	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市港湾局は、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。なお、防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置により情報の伝達は可能となっている。 大阪港運協会は、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。
【関連アクション】 ③-16、④-7				

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成28年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(10)：堤内地の浸水被害低減体制の確保					
②-17 防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保 【達成】				【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 水防団	【小会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 近畿地方整備局河川部では、津波遡上区間において河川管理施設の耐震照査を完了。また、津波による逆流で浸水被害を起こす可能性がある水門・樋門等については、遠隔操作設備を完了。照査結果に基づき、必要に応じ、順次耐震対策を行っている。 大阪府西大阪治水事務所では、応急対策として、河川沿いに設置している水防倉庫などに水のう、土のうを準備。また、管理する防潮扉の耐震性能について現在精査中。 大阪市港湾局では、簡易防潮設備設置作業の研修及び訓練を定期的に実施している。なお、最大規模の津波に簡易な対処方法はなく、減災対策として出来る限りの応急対応は実施するが、市民への早急な避難情報の提供などソフト面での対策が必要。ソフト対策のひとつとして防潮扉閉鎖時を想定した区役所等関係機関との情報伝達訓練を実施している。
【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の応急対応について検討を行い、対策を実施する（簡易防潮設備や土嚢等の防潮扉周辺配備）					
【関連アクション】 ①-6					
②-18 防潮扉閉鎖不可時の情報伝達の検討 【達成】				【実施主体】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局 【関連機関】 防潮扉管理企業 水防団	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体とも連絡体制はおおむね整備済み。今後も必要な情報共有が図れるよう無線通信訓練等を実施していく、問題点があれば改定していく。
【対象被害項目】 仕組み作り 【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の情報連絡体制を構築する					
【関連アクション】					

アクション目標(11)：物流機能の被害低減体制の確保

②-19 岸壁・物揚場の定期点検の充実 【達成】	【対象被害項目】 施設・港湾機能	【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する	【関連アクション】 ①-11	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社	【小会議分類】 維持管理関係小会議
				【関連機関】 なし	【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。今後についても、各管理主体で行っている点検内容を適切に継続実施していく。

アクション目標(12)：流出被害低減体制の確保

②-20 放置艇・沈船の監視等の充実及び撤去体制の確保 【達成】	【対象被害項目】 船舶	【内容】 津波来襲時の被害増大を招く放置艇や沈船の定期監視及び警告の強化、及び改善が無い場合についての処置(撤去等)方法について検討を行い、実施する	【関連アクション】	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議
				【関連機関】 大阪海上保安監部	【進捗状況等】 船艇による調査を実施し、大阪海上保安監部と連携して所有者への撤去指導を行うとともに、所有者不明船舶の撤去を実施している。引き続き放置艇、沈船を調査し使用実態の現況把握に努めるとともに、沈船の状況により直営または請負での作業を精査し、沈船回収を実施していく。

②-21 小型船舶の被害低減に向けた啓発の実施 【達成】

【対象被害項目】 船舶	【内容】 津波来襲時の被害増大を招く小型船舶に対する警告の実施体制について検討を行い、実施する	【関連アクション】	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	【小会議分類】 啓発関係小会議
			【関連機関】 なし	【進捗状況等】 大阪府は、不法係留船への貼紙や継続許可時に指導を行っている。また、特に指導が必要と思われる占用者に対し、立入調査を実施し指導を継続している。さらに、河川航行ルールを策定し、チラシを配布している。引き続き、不法係留防止の指導と航行ルールの啓発に努めていく。 大阪市港湾局では、施設の継続許可時等に安全管理を指導している。

【関連アクション】

②-22 流出する恐れのある放置自動車や物品の監視の充実 【達成】	【対象被害項目】 物品	【内容】 津波により流出する恐れがある堤外地の放置自動車や物品の巡回監視活動の強化に向けた実施方法・実施体制について検討を行い、実施する	【関連アクション】	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	【小会議分類】 維持管理関係小会議
				【関連機関】 なし	【進捗状況等】 港湾域では、堤防敷の不法占用、不適正使用の調査を継続実施するとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。 河川域でも、日常的に巡視を行うとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。 また、使用許可の更新時などの機会をとらまえて順次指導を行っている。 今後も対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行っていく。

【関連アクション】

アクション目標(13)：防災意識の啓発

②-23 施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発【達成】	【対象被害項目】 施設・物品 【内容】 港湾事業者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、貨物の浸水被害低減・流出防止に向けた啓発活動を実施する 啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する	■	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団	【小会議分類】 啓発関係小会議
				【進捗状況等】 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後とも、津波・高潮ステーションを活用した防災啓発活動を実施していく。 大阪市港湾局では、平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っており、引き続き啓発活動を実施していく。

②-24 施設の浸水被害や物品の流出低減のための臨海部の防災マップの作成・配布【達成】	【対象被害項目】 施設・物品 【内容】 港湾事業者を対象として、津波による被災状況や想定浸水深を示すとともに、被災想定に応じた行動、対策の事例などを記載した防災マップを作成し、配布する	■	【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室 企業(港運会社、倉庫会社)	【小会議分類】 啓発関係小会議
				【進捗状況等】 平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾事業者等に配付及び平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。

アクション目標(14)：情報伝達体制の確保

②-25 緊急時における情報伝達手段の確保【達成】	【対象被害項目】 仕組み作り 【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する	■	【実施主体】 大阪市危機管理室 【関連機関】 大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局	【小会議分類】 情報関係小会議
				【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市建設局では、気象庁からの情報をメール等を活用し携帯電話で受信、また、国や府からの情報をFAX等で受信し電話で着信等を確認している。さらに、その他エリアメールを活用した情報収集を実施。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。 大阪市港湾局では、通信インフラ断絶時においても防潮扉管理者へ「防潮扉集中監視装置」のMCA無線を使用し確実に情報伝達及び確認が可能である。

<p>②-26 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-11</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪港運協会では、貨物などの浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する。今後、防潮扉管理企業への津波情報伝達実施訓練を行う。 大阪市港湾局では、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置による津波情報の伝達は可能。</p>
<p>②-27 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-12、⑤-4</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>
<p>②-28 防災に関する関係行政機関との情報共有化 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ④-13</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、次の会議・訓練などを開催し、情報共有化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会議等 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会 ・府県との災害協定の見直しによる意見交換会 ・大阪湾港湾機能継続計画推進協議会 ・近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議 ・近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ ・大阪湾津波防災対策に関する打合せ ・南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会 ・津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ ・大阪湾港湾広域防災協議会 ・石油コンビナート防災対策技術研究会 ○訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点にて、現地総合訓練 ・淀川水防・大阪府地域防災総合演習 ・大阪府地震・津波災害対策訓練 ・大阪府地域防災総合演習 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信(近畿地方整備局) ・ハザードマップポータルサイト、DiMAPS(統合災害情報システム)をHPで情報発信 ・震災対策技術展、防犯防災総合展、建設技術展での講演、パネル展示等 ・「防災とボランティアの日」講演会

<p>②-29 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施</p> <p>【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、定期的に会議等を開催し、情報共有化を図っている。</p> <p><大阪湾港湾広域防災協議会> 大規模地震や津波による複数の港湾にまたがる広域災害が発生時に、大阪湾諸港の港湾機能が麻痺又は低下することによる国民生活等への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を協議。</p> <p><大阪湾津波防災対策に関する打合せ> 府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。</p> <p><津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> 国・府・市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。</p> <p><南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会> 国、大阪府、大阪市、兵庫県、和歌山県、堺市で、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有を行っている。</p> <p><湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議> 湾岸5区(臨港4区及び西淀川区)と危機管理室で対策の見直しや新たな課題への対策等を協議。</p> <p><大阪湾機能継続計画推進協議会></p> <p><石油コンビナート防災対策技術研究会> 研究機関が連携し、大規模な地震・津波による油類流出被害のリスク解析とそれを軽減する新技術の検討を目的とした研究会に関係行政機関がオブザーバー参加。</p>
<p>【関連アクション】 ④-15</p>			<p>【関連機関】</p> <p>大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成28年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(15)：防潮機能復旧体制の確保					
②-30 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保 【達成】 【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する 【関連アクション】 ⑤-1			■	<p>【実施主体】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)大阪建設業協会・(社)日本埋立浚渫協会・(社)日本橋梁建設協会、(公社)土木学会関西支部、(公社)全国コンクリートブロック協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 訓練等を通じて、協定締結団体との連絡体制の構築や具体的な応急復旧方法等について、継続して検討を行っていく。</p>
アクション目標(16)：物流機能復旧体制の確保					
②-31 被災状況調査の充実 【達成】 【対象被害項目】 船舶・港湾機能 【内容】 津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する 【関連アクション】 ⑤-5			■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室 企業(航空調査会社)</p>	<p>【小会議分類】復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時の調査等の相互協力に関する協定を締結している。 近畿地方整備局港湾空港部では、港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体(一社)日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本海上起重技術協会近畿支部、(一社)海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。(H28.2) 近畿地方整備局河川部では、最大クラスの地震及び津波遇上時に被災する可能性のある堤防及び閘門等の照査を実施。 大阪府では、防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、適正な運用に努めている。 大阪市港湾局では、災害時における調査等の相互協力について土木学会関西支部と協定を締結している。</p>
②-32 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備 【未達成】 【対象被害項目】 船舶・物品・港湾機能 【内容】 被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる 【関連アクション】 ⑤-6			■	<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター</p>	<p>【小会議分類】復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局では、被災時の状況に応じて、所管船舶で可能な初期調査等を実施することとしている。また、被災後の岸壁上の清掃作業について、引き続き作業体制及び作業手順について検討をすすめる。 今後、作業体制等について検討し、マニュアルを作成しとりまとめていく。</p>

<p>②-33 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p>		<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局では、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において回収海域の優先順位、漂流物の発生量の検討をそれぞれH24年度に完了し、H25年度に「大阪湾BCP(案)」としてとりまとめた。今後、大量の漂流物を回収した後の一時保管場所や最終処分までの手順について、検討が必要。 また、H26.11に「大阪湾に係る緊急確保航路」が政令で指定、さらに、H28.7に「瀬戸内海に係る緊急確保航路」が政令で追加指定された。これにより、非常災害時において、国土交通大臣が所有者の承諾を得ることなく漂流物の除去を行える航路となつた。 大阪市港湾局は、被災時の状況に応じて、所管船舶より日常実施している漂流物の撤去や所管測量船により航路泊地の水深確認・水没障害物等の調査に対応する。また、回収した漂流物の一時保管場所及び最終処分までの手順等について検討をすすめる。</p>
<p>②-34 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p>		<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、航路浚渫の実施体制については、一定確保している。 近畿地方整備局港湾空港部では、『(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタント協会、(一社)日本潜水協会』と海上・海中障害物調査に向けた災害時の応急対策にかかる協定締結を行つた。(H24.4実施済) また、『港湾空港部』『管内港湾管理者』および港湾関係7団体『(一社)日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本海上起重技術協会近畿支部、(一社)海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)港湾技術コンサルタント協会、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部』の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。(H28.2実施済) 今後、浚渫土の土捨て場所について、検討が必要。</p>
<p>②-35 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p>		<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業) 岸壁利用者</p>	<p>【小会議分類】復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、実施体制はおおむね確保されている。 近畿地方整備局港湾空港部では、大阪湾港湾機能継続計画推進協議会において、港湾活動の機能継続に向けた大阪湾BCP(案)を作成・公表し、大阪湾BCP(案)の実行性を高めるために関係機関・関係者が参加した訓練を実施している。(H24度～実施中) 資材・機材の確保、運搬ルート、施工ヤードの確保など、検討すべき多くの課題があり、引き続き検討していく。</p>

施策の方向性③：避難・救助を支援する

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成28年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(17)：船舶避難の迅速化					
③-1 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保 【達成】				<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部・大阪府・大阪市で協力し、平成26年度に港船舶津波対応要領の改定を行い、関係者に周知。第五管区海上保安本部では、平成24年12月1日から、管下保安部署が地震、津波等により通信機能が遮断された場合を想定し、各港長等が発出する勧告等につき、国際VHF放送による各船舶局への周知、インターネットファックスによる各港、海事関係者への配信及び放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MICS)により周知する取組みを開始している。船舶代理店に対しては、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とポートラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。</p> <p>大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い、船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。今後は、こうした成果をふまえ情報発信を行っていく。</p>
【対象被害項目】 船舶 【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施するとともに、複数の情報伝達手段を検討する	■				
【関連アクション】 ④-2					
③-2 船舶の避難マニュアルの整備 【達成】				<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪フェリー協会 企業(船舶代理店)</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、大阪府・大阪市ともに避難順序等示した船舶の避難マニュアルの策定等を追記した船舶津波対応要領を改定・周知を行った。船舶避難の優先順位の調整等、継続して大阪市とともに検討を行う。</p> <p>大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。大阪フェリー協会では、各ターミナルにおけるモデルケースの検討を進めている。</p> <p>大阪船主会の会員各社では、各船舶の運行計画に応じたマニュアル作成を進めている。</p>
【対象被害項目】 船舶 【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、港外避難する際の出港順序等の避難方法について検討を行い、関係機関や船社に対する避難マニュアルをとりまとめる	■				
【関連アクション】					

③-3 港外避難に有利な着岸形式の検討 【未達成】	【対象被害項目】 船舶 【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、船舶着岸形式の出船形式への変更に向けての検討を行う	■	【実施主体】 大阪市港湾局	【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議
			【関連機関】 大阪海上保安監部 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪フェリー協会 大阪港運協会 企業(船舶代理店)	【進捗状況等】 フェリー船等は、専用岸壁化した施設整備の問題や、相手港の関係もあり、出船形式への変更は難しい状況となっている。対応は難しい状況にあるが、今後の対応については他港の状況や海上保安監部とも協議し、検討を進めていく。

【関連アクション】

③-4 災害時における小型船舶の緊急避難水(海)域の設定可能性の検討 【達成】	【対象被害項目】 船舶 【内容】 港内で停泊中の小型船舶が避難するための水域の確保について検討を行う	■	【実施主体】 大阪市港湾局	【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議
			【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所	【進捗状況等】 大阪湾西部(淡路島東側沖)が水深があるため避難水域に適しているとの検討結果から、「阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港における船舶津波対応要領」に避難場所を記載した。

【関連アクション】

アクション目標(18) : 人の避難の迅速化				
③-5 要避難者に対する浸水想定地域における啓発情報の掲示 【達成】	【対象被害項目】 人 【内容】 堤外地の港湾労働者や来訪者に対して浸水情報等を掲示し、避難誘導を行うための掲示板について検討を行い、掲示板を設置する	■	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	【小会議分類】 啓発関係小会議
			【関連機関】 大阪市危機管理室	【進捗状況等】 西大阪治水事務所では、今後、鉄扉等に津波啓発看板を設置する予定である。 大阪府危機管理室ホームページでは、浸水想定区域図の掲示及び地域への浸水想定区域等の説明等を掲示している。 大阪市港湾局では、浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に四カ国語表記の津波啓発看板を設置している。

【関連アクション】

③-6 要避難者に対する公共施設等の緊急避難場所の確保・啓発 【達成】	【対象被害項目】 人	【内容】 港湾労働者や来訪者が避難可能な施設(フェリーターミナルの建物や民間ビル等)を選定し、施設管理者への協力要請若しくは協定等の締結に向けて啓発を行う	■ ■ ■	【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。津波避難ビル等は水害ハザードマップやホームページ等で公表している。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。 ・臨港4区の津波避難ビル:約33万人分確保 (参考)臨港4区の推計避難者数 昼間約22万人、夜間約11万人。 臨港4区役所では、民間マンション等と津波避難ビルの協定締結を継続して実施していく。 大阪市港湾局では、平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。 大阪フェリー協会では、要避難者に対する公共施設等の緊急避難場所の確保、中長期間滞在の避難場所ではなく、ターミナルから近接の有視界内に、安心して容易に誘導できる建物や施設の確保が必要と考え、フェリー事業者・施設管理者との協議・協力のもと設定する。
				【関連機関】 大阪フェリー協会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社	

③-7 港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発 【達成】	【対象被害項目】 人	【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する。 啓発活動を更に積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する。	■ ■ ■ →	【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社、船社、倉庫会社等)	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府では、堤内地の被害対策を目的に鉄扉利用者向けの啓発と、堤外地の事業者・来訪者等も含めた津波・高潮防災啓発講座の取組を行っている。 大阪市港湾局では、平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発活動を行っている。
				【関連機関】	

③-8 港湾事業者の自主防災組織の充実 【達成】	【対象被害項目】 人	【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて検討を行い、実施する(港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等)	■ ■ ■	【実施主体】 企業(港運会社、船社、倉庫会社等) 大阪市港湾局	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪港運協会では、日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を会員へ周知している。 大阪市港湾局では、平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、避難広報活動を行っている。また、要請に応じて防災講座等を実施し、自主防災組織の充実に向けた情報提供を行っている。さらに、平成28年度大阪市震災総合訓練において、官民合同による集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を行った。
				【関連機関】	

<p>③-9 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する</p>			<p>【実施主体】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>湾岸6区7消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室では、ホームページにおける津波浸水想定区域図の掲示、地域への浸水想定区域等の説明（併設施設での掲示）。また、本浸水想定区域図に基づき、各市町においてハザードマップが作成された。</p> <p>大阪府西大阪治水事務所では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後とも津波、高潮災害に関する防災啓発を進めるとともに、大阪府在住の外国人の方に対する多言語化対応や、障がい者の方に向けたバリアフリー化対応など、館内展示内容や説明ツール、スキルの充実を図っていく。</p> <p>大阪市危機管理室では、水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を掲載)、市民防災マニュアルを平成26年度に更新し、全戸配布を実施。ホームページへの掲載や転入世帯への配布を実施中。</p> <p>大阪市消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。</p> <p>大阪市港湾局では、平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発活動を行っている。</p>
<p>③-10 港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップの作成・配布 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、避難ルート、避難場所、岸壁高さ、津波の想定浸水範囲や浸水深を示したパンフレットを作成し、港湾事業者等へ配布する</p>			<p>【実施主体】</p> <p>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市危機管理室 臨港4区役所 企業(港運会社、倉庫会社)</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾事業者等に配付及び平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。</p>
<p>③-11 官民合同による避難訓練の実施 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施する</p>			<p>【実施主体】</p> <p>大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>企業(港運会社、倉庫会社) 水防団</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>大阪府では、津波・高潮ステーションを活用した啓発活動を実施している。また、来館者を対象に避難訓練を実施した。さらに、防災船着場を活用した、官民共同での防災訓練(帰宅困難者のトriage訓練や船舶による輸送訓練)を実施した。今後は地元が主体となり、より地元に密着した防災訓練に育していくことが課題であり、今後とも、官民連携した防災訓練の充実を図っていく。</p> <p>此花区役所では、JR西日本が主体となり、JRゆめ咲線での津波を想定した夜間の避難誘導訓練を実施した。</p> <p>大阪市港湾局では、平成28年度大阪市震災総合訓練において、官民合同による集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を実施した。引き続き訓練を実施していく。</p>

<p>③-12 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-5</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局河川部では、河川利用者に対し、津波に関する情報提供を発信する為の情報提供設備(音声・文字情報)を2箇所整備済み。 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあっては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 大阪府危機管理室では、おおさか防災ネットを活用する等により、避難情報の共通発信を行っている。 大阪市危機管理室では、同報系防災行政無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持。</p>
<p>③-13 関係機関による避難広報の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-14、④-6</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を広く発信している。 大阪市消防局では、大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。 大阪市港湾局では、遠地地震時(H22チリ地震、H23東日本大震災)に大阪海上保安監部とともに船舶による巡視・広報を実施。また、防災行政無線等を利用して、避難呼びかけの情報伝達訓練を実施している。さらに、平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、避難広報活動を行っている。</p>

③-14 来訪者の避難・誘導体制の確保・啓発 【達成】	【対象被害項目】 人 【内容】 臨海部の来訪者に対する津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等について検討を行い、掲示板等で啓発を行う また、避難情報伝達手段として、複数の言語の活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する	■	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所 大阪市経済戦略局	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。また、平成28年3月に現在地周辺の避難施設検索などができる防災アプリをリリースした。 大阪市港湾局では、浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板を設置している。
			【関連アクション】	

③-15 外国人に対する避難・誘導対策の実施 【達成】	【対象被害項目】 人 【内容】 船員や臨海部に来訪している外国人に対して、外国語による津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等についての検討を行い、掲示板等に反映する また、避難情報伝達手段として、複数の言語の活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する	■	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッcker等を設置している。また、平成26年3月にFM802、FM大阪、FM COCOLOと災害発生時の情報提供における協定を締結し、外国语による情報提供について協力を要請している。 大阪市港湾局では、浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板を設置している。
			【関連アクション】	

③-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保 【達成】	【対象被害項目】 人	■ ■ ■	【実施主体】	【小会議分類】 情報関係小会議
			大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)	【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。
【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する	【関連アクション】 ②-16, ④-7	■ ■ ■	【関連機関】	大阪市港湾局は、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。なお、防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置により情報の伝達は可能となっている。 大阪港運協会は、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。
			臨港4区役所	大阪港運協会は、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。

③-17 海上からの避難広報の実施 【達成】	【対象被害項目】 人	■ ■ ■ →	【実施主体】	【小会議分類】 情報関係小会議
			大阪海上保安監部 大阪市港湾局	【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあっては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。
【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する	【関連アクション】 ②-15、④-8	■ ■ ■ →	【関連機関】	大阪市消防局では大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保。
			大阪市危機管理室 大阪市消防局	大阪市港湾局では、所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施する。

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成28年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(19)：防潮扉閉鎖情報の充実					
④-1 施設管理者間における防潮設備の共同モニタリングの実施 【達成】		■		<p>【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府西大阪治水事務所</p>	<p>【小会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 大阪府都市整備部河川室では、津波防ぎよ施設の閉鎖状況など、府市で共有する情報の一元化を図る為、府市の情報共有HPを設置していく。 大阪市港湾局では、防潮扉集中監視装置の更新が完了し、インターネットを活用したWeb方式での『防潮扉閉鎖状況の情報提供システム(共同モニタリング)』を、平成26年度から運用開始している。 大阪府においても、Web方式による共同モニタリングによる情報共有を、平成26年度から運用開始している。</p>
【対象被害項目】 防潮対策					
【内容】 施設管理者間において、共同で防潮扉の閉鎖状況を監視できる体制について検討を行い、実施する		■			
【関連アクション】 ②-3					
アクション目標(20)：船舶避難情報の充実					
④-2 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保 【達成】		■		<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 大阪海上保安監部・大阪府・大阪市で協力し、平成26年度に港船舶津波対応要領の改定を行い、関係者に周知。 第五管区海上保安本部では、平成24年12月1日から、管下保安部署が地震、津波等により通信機能が遮断された場合を想定し、各港長等が発出する勧告等につき、国際VHF放送による各船舶局への周知、インターネットフルックスによる各港、海事関係者への配信及び放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MICS)により周知する取組みを開始している。船舶代理店に対しては、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とポートラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。 大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い、船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。今後は、こうした成果をふまえ情報発信を行っていく。</p>
【対象被害項目】 船舶					
【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施する		■			
【関連アクション】 ③-1					

アクション目標(21)：避難情報の充実

<p>④-3 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-12、③-9</p>			<p>【実施主体】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>湾岸6区7消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室では、ホームページにおける津波浸水想定区域図の掲示、地域への浸水想定区域等の説明(併設施設での掲示)。また、本浸水想定区域図に基づき、各市町においてハザードマップが作成された。</p> <p>大阪府西大阪治水事務所では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後とも津波、高潮災害に関する防災啓発を進めるとともに、大阪府在住の外国人の方に対する多言語化対応や、障がいの方に向けたバリアフリー化対応など、館内展示内容や説明ツール、スキルの充実を図っていく。</p> <p>大阪市危機管理室では、水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を掲載)、市民防災マニュアルを平成26年度に更新、全戸配布を実施。ホームページへの掲載や転入世帯への配布を実施中。</p> <p>大阪市消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。</p> <p>大阪市港湾局では、平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発活動を行っている。</p>
<p>④-4 港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップの作成・配布 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、津波の想定浸水範囲や浸水深を示したパンフレットを作成し、港湾事業者等へ配布する</p> <p>【関連アクション】 ③-10</p>			<p>【実施主体】</p> <p>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市危機管理室 臨港4区役所 企業(港運会社、倉庫会社)</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>平成26年度に作成したリーフレット「みなどの津波防災」を港湾事業者等に配付及び平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。</p>
<p>④-5 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-12</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>近畿地方整備局河川部では、河川利用者に対し、津波に関する情報提供を発信する為の情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備済み。</p> <p>大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあっては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。</p> <p>大阪府危機管理室では、おおさか防災ネットを活用する等により、避難情報の共通発信を行っている。</p> <p>大阪市危機管理室では、同報系防災行政無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持。</p>

<p>④-6 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-14、③-13</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を広く発信している。 大阪市消防局では、大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。 大阪市港湾局では、遠地地震時(H22チリ地震、H23東日本大震災)に大阪海上保安監部とともに船舶による巡視・広報を実施。また、防災行政無線等を利用して、避難呼びかけの情報伝達訓練を実施している。さらに、平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、避難広報活動を行っている。</p>
<p>④-7 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-16、③-16</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市港湾局は、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。なお、防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置により情報の伝達は可能となっている。 大阪港運協会は、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。</p>

④-8 海上からの避難広報の実施 【達成】	【対象被害項目】 人 【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する 【関連アクション】 ②-15、③-17		■ → 【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局	【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあっては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 大阪市消防局では大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保。 大阪市港湾局では、所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施する。

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間 短期 中期 長期	実施主体・関連機関	小会議分類 平成28年度までの取り組み実績 今後の方向性 等	
			アクション目標(22)：防災情報の普及	
④-9 施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発【達成】	■ → 【関連機関】 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後とも、津波・高潮ステーションを活用した防災啓発活動を実施していく。 大阪市港湾局では、平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っており、引き続き啓発活動を実施していく。	

【関連アクション】 ②-23

④-10 施設の浸水被害や物品の流出低減のための臨海部の防災マップの作成・配布【達成】	【対象被害項目】 施設・物品 【内容】 港湾事業者を対象として、津波による被災状況や想定浸水深を示したパンフレットを作成し、配布する 【関連アクション】 ②-24	■	【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室 企業(港運会社、倉庫会社)	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾事業者等に配付及び平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。

アクション目標(23) : 情報伝達機能の確保

④-11 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保 【達成】	■ ■	【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社) 【関連機関】 なし	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪港運協会では、貨物などの浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する。 大阪市港湾局では、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置による津波情報の伝達は可能。
			【関連アクション】 ②-26
④-12 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実 【達成】	■	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。
			【関連アクション】 ②-27、⑤-4
④-13 防災に関する関係行政機関との情報共有化 【達成】	■ ■	【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、次の会議・訓練などを開催し、情報共有化を図っている。 ○会議等 ・市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会 ・府県との災害協定の見直しによる意見交換会 ・大阪湾港湾機能継続計画推進協議会 ・近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議 ・近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ ・大阪湾津波防災対策に関する打合せ ・南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会 ・津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ ・大阪湾港湾広域防災協議会 ・石油コンビナート防災対策技術研究会 ○訓練 ・堺泉北港堺2区基幹の広域防災拠点にて、現地総合訓練 ・淀川水防・大阪府地域防災総合演習 ・大阪府地震・津波災害対策訓練 ・大阪府地域防災総合演習 ○その他 ・派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信(近畿地方整備局) ・ハザードマップポータルサイト、DiMAPS(統合災害情報システム)をHPで情報発信 ・震災対策技術展、防犯防災総合展、建設技術展での講演、パネル展示等 ・「防災とボランティアの日」講演会
			【関連アクション】 ②-28

④-14	緊急時における情報伝達手段の確保	【達成】		【実施主体】	大阪市危機管理室	【小会議分類】 情報関係小会議
【対象被害項目】	仕組み作り			【関連機関】	大阪市建設局	【進捗状況等】
【内容】	被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する		■	臨港4区役所	大阪市港湾局	大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。
【関連アクション】	②-25			大阪市建設局では、気象庁からの情報をメール等を活用し携帯電話で受信、また、国や府からの情報をFAX等で受信し電話で着信等を確認している。さらに、その他エリアメールを活用した情報収集を実施。	臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報	報を港湾労働者に限らず広く発信している。
					大阪市港湾局では、「防潮扉集中監視装置」のMCA無線を使用し確実に情報伝達及び確認が可能である。	

<p>④-15 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、定期的に会議等を開催し、情報共有化を図っている。</p> <p><大阪湾港湾広域防災協議会> 大規模地震や津波による複数の港湾にまたがる広域災害が発生時に、大阪湾諸港の港湾機能が麻痺又は低下することによる国民生活等への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を協議。</p> <p><大阪湾津波防災対策に関する打合せ> 府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。</p> <p><津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> 国・府・市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。</p> <p><南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会> 国、大阪府、大阪市、兵庫県、和歌山県、堺市で、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有を行っている。</p> <p><湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議> 湾岸5区(臨港4区及び西淀川区)と危機管理室で対策の見直しや新たな課題への対策等を協議。</p> <p><大阪湾機能継続計画推進協議会></p> <p><石油コンビナート防災対策技術研究会> 研究機関が連携し、大規模な地震・津波による油類流出被害のリスク解析とそれを軽減する新技術の検討を目的とした研究会に関係行政機関がオブザーバー参加。</p>
---	--	---	--	---

【関連アクション】 ②-29

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成28年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(24)：復旧情報の共有					
④-16 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保 【達成】			■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業) 岸壁利用者</p>	<p>【小会議分類】復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、実施体制はおおむね確保されている。 近畿地方整備局港湾空港部では、大阪湾港湾機能継続計画推進協議会において、港湾活動の機能継続に向けた大阪湾BCP(案)を作成・公表し、大阪湾BCP(案)の実行性を高めるために関係機関・関係者が参加した訓練を実施している。(H24度～実施中) 資材・機材の確保、運搬ルート、施工ヤードの確保など、検討すべき多くの課題があり、引き続き検討していく。</p>

アクション目標(25)：支援情報の発信

④-17 被災後の使用可能港湾施設情報の提供 【達成】

【対象被害項目】 港湾機能

【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する

【関連アクション】 ⑤-2

④-17 被災後の使用可能港湾施設情報の提供 【達成】		■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会</p>	【小会議分類】 情報関係小会議

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成28年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(26)：防潮機能の復旧					
⑤-1 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保 【達成】 【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する 【関連アクション】 ②-30			■	【実施主体】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局 【関連機関】 企業(建設業)	【小会議分類】 復旧関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)大阪建設業協会・(社)日本埋立浚渫協会・(社)日本橋梁建設協会、(公社)土木学会関西支部、(公社)全国コンクリートブロック協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 訓練等を通じて、協定締結団体との連絡体制の構築や具体的な応急復旧方法等について、継続して検討を行っていく。
アクション目標(27)：復旧支援体制の確保					
⑤-2 被災後の使用可能港湾施設情報の提供 【達成】 【対象被害項目】 港湾機能 【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する 【関連アクション】 ④-17			■	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 近畿地方整備局では、大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。 「被害情報収集発信システム」に代わるものとして、国土交通省共通のシステムとして「DiMAPS」の運用を開始した。 大阪市港湾局では、「大阪港BCP」において、協議会構成員による施設等の被害状況の確認を位置付けており、H29.1.17に緊急連絡網による情報伝達訓練を実施し、被害状況の情報共有を図った。
⑤-3 応急復旧活動用地の確保 【達成】 【対象被害項目】 港湾機能 【内容】 被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する 【関連アクション】 ⑥-2		■		【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪市危機管理室	【小会議分類】 復旧関係小会議 【進捗状況等】 大阪市地域防災計画に位置付けられている、災害時における応急復旧活動用地（オープンスペース）の緑地整備面積について、全体計画30.4haのうち、約6割にあたる17.9haを供用し、一定程度必要な活動用地は確保した。 引き続き、オープンスペースの確保に取組んでいく。

⑤-4 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実 【達成】			【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。
	【対象被害項目】 仕組み作り	■		

アクション目標(28) : 物流機能の復旧

⑤-5 被災状況調査の充実 【達成】			【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室 企業(航空調査会社)	【小会議分類】 復旧関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時の調査等の相互協力に関する協定を締結している。 近畿地方整備局港湾空港部では、港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体(一社)日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本海上起重技術協会近畿支部、(一社)海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)港湾技術コンサルタント協会、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部)の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。(H28.2) 近畿地方整備局河川部では、最大クラスの地震及び津波遡上時に被災する可能性のある堤防及び樋門等の照査を実施。 大阪府では、防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、適正な運用に努めている。 大阪市港湾局では、災害時における調査等の相互協力について土木学会関西支部と協定を締結している。
	【対象被害項目】 船舶・港湾機能	■		

⑤-6 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備 【未達成】			【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社) 【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)	【小会議分類】 復旧関係小会議 【進捗状況等】 大阪市港湾局では、被災時の状況に応じて、所管船舶で可能な初期調査等を実施することとしている。また、被災後の岸壁上の清掃作業について、引き続き作業体制及び作業手順について検討をすすめる。 今後、作業体制等について検討し、マニュアルを作成しとまとめていく。
	【対象被害項目】 船舶・物品・港湾機能	■		

<p>⑤-7 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-33</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局では、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において回収海域の優先順位、漂流物の発生量の検討をそれぞれH24年度に完了し、H25年度に「大阪湾BCP(案)」としてとりまとめた。今後、大量の漂流物を回収した後の一時保管場所や最終処分までの手順について、検討が必要。 また、H26.1に「大阪湾に係る緊急確保航路」が政令で指定、さらに、H28.7に「瀬戸内海に係る緊急確保航路」が政令で追加指定された。これにより、非常災害時において、国土交通大臣が所有者の承諾を得ることなく漂流物の除去を行える航路となつた。 大阪市港湾局は、被災時の状況に応じて、所管船舶より日常実施している漂流物の撤去や所管測量船により航路泊地の水深確認・水没障害物等の調査に対応する。また、回収した漂流物の一時保管場所及び最終処分までの手順等について検討をすすめる。</p>
<p>⑤-8 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-34</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、航路浚渫の実施体制については、一定確保している。 近畿地方整備局港湾空港部では、『(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタント協会、(一社)日本潜水協会』と海上・海中障害物調査に向けた災害時の応急対策にかかる協定締結を行つた。(H24.4実施済) また、『港湾空港部』『管内港湾管理者』および港湾関係7団体『(一社)日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本海上起重技術協会近畿支部、(一社)海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)港湾技術コンサルタント協会、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部』の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。(H28.2実施済) 今後、浚渫土の土捨て場所について、検討が必要。</p>
<p>⑤-9 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-35、④-16</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業) 岸壁利用者</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、実施体制はおおむね確保されている。 近畿地方整備局港湾空港部では、大阪湾港湾機能継続計画推進協議会において、港湾活動の機能継続に向けた大阪湾BCP(案)を作成・公表し、大阪湾BCP(案)の実行性を高めるために関係機関・関係者が参加した訓練を実施している。(H24度～実施中) 資材・機材の確保、運搬ルート、施工ヤードの確保など、検討すべき多くの課題があり、引き続き検討していく。</p>

アクション目標(29)：波及被害の低減

⑤-10 渡船機能の確保 【対象被害項目】 港湾機能 【内容】 渡船の機能を確保するための実施方法について検討を行い、実施する（誘導標識の整備、渡船係留索の強化等） 【関連アクション】	■	■	【実施主体】 大阪市建設局 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 大阪市建設局では、平成27年7月頃に近畿運輸局から、渡船の災害応急対策マニュアルにおける、津波時の対応について作成指導があり、各航路ごとに取り組んできた。地理的条件や運航体制に違いがあるため、係留強化で対応してきたが、係留場所を明確にする等マニュアルを一部修正し、概ね完成している。 大阪市港湾局では、近畿運輸局の指導のもと、渡船における津波避難マニュアルを作成した。
⑤-11 企業へのBCP策定支援 【対象被害項目】 港湾機能 【内容】 被災後の企業活動を継続するため、企業へのBCP策定に関する情報提供等について検討を行い、企業に対して啓発を行う 【関連アクション】	■	■	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社、製造業者) 【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府では、企業のBCPに関するホームページを作成し、また、経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等により、普及啓発を行っている。 大阪市経済戦略局では、大阪産業創造館等において主に中小企業向けに研修会等を実施している。 大阪市港湾局では「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制等を検討していく。また、「大阪港BCP」において、協議会構成員による施設等の被害状況の確認を位置付けており、H29.1.17に緊急連絡網による情報伝達訓練を実施し、被害状況の情報共有を図った。 大阪港港運協会は、日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を会員へ周知している。

施策の方向性⑥：災害支援拠点機能を発揮する
施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成28年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(30)：物流機能の支援					
⑥-1 耐震強化岸壁の整備 【達成（継続整備）】			■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 耐震強化岸壁の整備計画17バースのうち、9バースは整備を完了している。(此花区4、港区1、大正区1、住之江区3⇒各地区1バースでの耐震強化岸壁は整備済み。) また、夢洲(C12)において耐震強化岸壁の延伸部250mを、平成29年2月より供用を開始。 引き続き、夢洲(C12)延伸部の荷捌き地の整備を実施していく。(H35年度完了予定)</p>

施策の方向性⑥：災害支援拠点機能を発揮する
施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成28年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(31)：復旧活動の支援					
⑥-2 応急復旧活動用地の確保 【達成】		■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室</p>	<p>【小会議分類】復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市地域防災計画に位置付けられている、災害時における応急復旧活動用地(オープンスペース)の緑地整備面積について、全体計画30.4haのうち、約6割にあたる17.9haを供用し、一定程度必要な活動用地は確保した。 引き続き、オープンスペースの確保に取組んでいく。</p>